

事業主並びに
事務担当者 殿

東日本プラスチック健康保険組合
理事長 小田切 満寿雄
(公印省略)

「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱い
について（通知）」の一部改正について

残暑の候、貴事業所におかれましては、ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。
平素より、健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年制がある事業所を定年により退職後継続して再雇用される場合に限っては、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出し、新たな標準報酬月額を決定することとして差し支えないこととなっております。

しかしながら、定年制の定めのない事業所も一定程度存在する中で、定年退職に限って、上記の取扱いを認めているのは不公平であることから、定年制の定めのある事業所において定年によらずに退職した後、継続して再雇用された場合及び定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用された場合についても、定年により退職した場合と同様の取扱いができることとなりましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、下記のとおりでございますので、お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改正により新たに対象となる者
 - ①特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年到達前に退職した後、継続して再雇用される者
 - ②特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年制の定めのない事業所において退職した後、継続して再雇用される者
2. 実施日 平成22年9月1日
3. 提出書類
 - 被保険者資格喪失届
 - 被保険者資格取得届
 - 退職後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書等）